



## 「長野県過疎地域持続的発展方針」を策定しました

長野県では、令和3年4月に新たな過疎対策法として施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、「長野県過疎地域持続的発展方針」を策定しました。

今後は、本方針に基づき、県内過疎市町村等と連携しながら、過疎地域の持続的発展に向けた取組を推進します。

### 【策定の趣旨】

- 法第7条の規定により定めるもので、県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。
- 今後の過疎対策は、条件不利性の克服という基本的な考え方は維持しつつも、新たな法律における「過疎地域の持続的発展」という理念を踏まえ、新たな視点を加えて推進していきます。

### 【方針の期間】

令和3年度から令和7年度までの5年間

### 【基本的な方向】

2つの「基本的な方向」を、共通の視点・目指すべき方向として市町村等の関係者と共有しながら、施策を推進します。

- 創造的で豊かな生き方が実現できる地域づくり
- 確かな暮らしが営まれる地域づくり

### 【方針の内容】

下記県ホームページに方針の全文を掲載していますのでご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kasotaisaku/r3houshin.html>

### 信州版「新たな日常のすゝめ」



企画振興部 地域振興課 地域連携支援係  
(課長) 渡邊卓志  
(担当) 平澤忍 三枝大海  
電話 026-235-7023 (直通)  
026-232-0111 (内線 3783)  
FAX 026-232-2557  
E-mail shinko@pref.nagano.lg.jp